三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ホウノ元七九二の一・七九二の二・七九七・字大ナギ沢八六〇・八六四から八六六まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県富士市大渕字岩倉四六三三の一（次の図に示す部分に限る。）、八〇六二、八〇六三、字横道下一一〇八、一一二四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩倉四六三三の一・八〇六二・八〇六三・字横道下一一〇八・一一二四八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町崎平字ヒロバチ六二一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び三根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市下稲子字大間八五三一・八五四の一・八九五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大間八五三一・八五四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八九五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市大桷字杜居ノ一　五七八の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１８４号

新潟県長岡市西津町3840番地22
債務者　細川　忠
1　決定年月日時　平成28年1月29日午後1時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年4月15日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年4月1日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６号

兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番14―310号
債務者　内田　隆
1　決定年月日時　平成28年1月27日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年4月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年4月4日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７号

奈良県磯城郡田原本町大字千代868番地1
ルミエール千代C101号室、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字千代404番地の27
債務者　濱﨑　敬司（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成28年1月28日午後3時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年4月18日午前10時5分
5　免責意見申述期間　平成28年4月4日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８６号

奈良市大宮町１丁目９番21号　フラット葵105号
債務者　キーパー（ｋｅｅｐｅｒ）こと　辻　雅憲
1　決定年月日時　平成28年1月27日午後3時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　育司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年4月19日午後1時10分
5　免責意見申述期間　平成28年4月5日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３００号

愛知県知多郡阿久比町大字宮津字森下15番地1、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字坂下62番地の1　エーデル102号
債務者　あるぶすこと　大澤　幸代（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成28年1月28日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　輝生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年4月20日午後2時15分
5　免責意見申述期間　平成28年4月6日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

平成２７年（フ）第１５６号

新潟県長岡市栃尾大町１番８号
債務者　佐藤　満彦
1　決定年月日時　平成28年1月29日午後1時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年4月22日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年4月8日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係